

令和2年7月31日

保護者 様

市川市立八幡小学校
校長 吉野 和雅

本校の教育活動の進め方について

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育に対しまして、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和2年7月30日付け市川市教育委員会、市川市校長会連絡協議会から出されました「新たな学校生活スタイルガイドライン」を受け、「市川市立八幡小学校新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン」を別紙のとおり、改訂しました。改訂された部分は、赤字になっている部分となります。今後も実態と状況に応じて見直し、見直した内容につきましては、ホームページなどを活用し、適宜、お知らせいたします。

引き続き、各家庭におかれましても、お子様の体調管理、指導をお願いします。

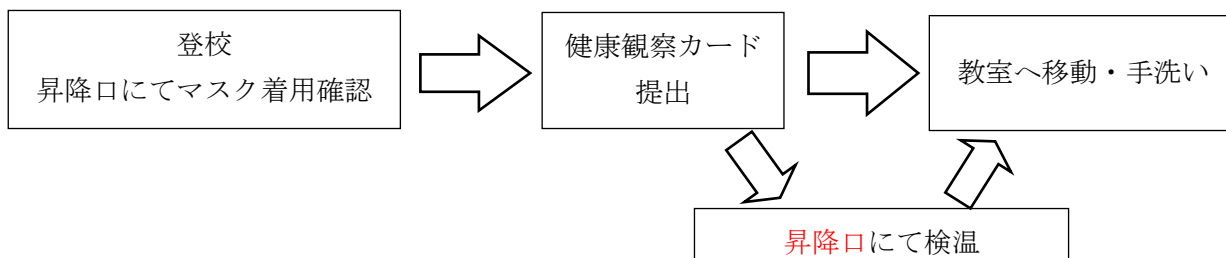
市川市立八幡小学校新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン（改訂版）

1 登校前

- 毎朝、検温を行い、安静時でも 37.0℃以上の児童は登校を控えてください。ただし、平熱が高い場合には、平熱+0.5℃以上を発熱の目安とします。
- 発熱がない場合であっても、強い倦怠感、咳が出る、のどに異常を感じる、においや味の異常が見られるときは登校を控えてください。
- 発熱がない場合であっても、風邪症状が比較的重い場合、比較的軽い風邪症状4日継続（未受診）している場合は、登校を控えてください。また、4日継続している場合は、必ず帰国者・接触者相談センターへ連絡をお願いします。
- 同居の家族に発熱等がある場合であっても、児童本人が元気な場合は登校していただいても差し支えありません。欠席する場合は、校長判断により出席停止扱いにすることができます。学校に電話にてご相談ください。
- 朝の検温で 37.0℃以上の場合や、風邪症状による欠席は校長判断により出席停止扱いにすることができます。学校に電話にてご相談ください。
- 家庭における検温の結果や健康状態については、「健康観察カード」に記録をし、毎日持参してください。また、夏休み期間中も記録をお願いします。

2 学校生活①

- 毎日、登校時に昇降口で、職員がマスクの着用や健康観察カードから発熱や風邪症状等がないことを確認します。
- 朝、体温を測り忘れた、または、健康観察カードを忘れた児童は、昇降口で検温します。状況によって、帰宅させることがあります。その際は、お迎えをよろしくお願いたします。



- 教室に入ったらずぐ手洗いをするよう指導します。そのほか「休み時間の後」「トイレの後」「給食の前」「そうじ後」「運動後」などにこまめに手洗いをするよう指導します。
- 手洗いは基本的に「流水」と「石けん・ハンドソープ」で行うよう指導します。
- 朝の会等で担任が健康観察カードを回収し、健康状態を確認します。
- 気候上可能な限り常時、可能であれば対角線上の2か所以上の窓を開けておきます。加えて、休み時間には、出入り口のドアも開放するなど換気を徹底します。
- エアコン使用時においても換気を行います。
- 教室内で互いにできるだけ距離をとれるように座席を離し、大声を出す活動は控えます。
- 原則、授業は黒板の方向を向く形で行うが、グループ学習などの活動を行う場合には、マスクの着用を徹底し、話す向きに気を付け、人数を減らすなどの工夫をして行います。
- こまめな水分補給を児童に促します。授業中にも水分補給を行うことを認めます。これは、マスク着用時は、のどの渇きに気付きにくく、またのどにウイルスが付着した状態を短くするためです。
- 激しい運動は免疫力を低下させ、感染リスクが高まるため、過度な運動は控えます。

3 学校生活②

- 休み時間、密集する遊びや近距離で組み合ったり、接触したりする遊びは避けよう指導します。
- 給食の配膳を行う児童および教職員は、手洗いを徹底し、健康観察の上、衛生的な服装で、必要以上の会話をせずに配膳します。
- 給食の際もグループは作らず、前を向いた状態の席で喫食し、会話を控えます。
- 児童が下校した後、教職員が分担して、教室やトイレなど、特に児童等が手を触れる箇所（蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチ等）について消毒します。

4 各教科等における感染防止対策等

実技を伴う学習については、原則次のように展開します。

(1) 音楽科

- 歌唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカの活動は、マスクを着用し、十分な換気のもと、適切な距離を保って行います。
- リズム遊びなどは、友達との接触がないようにします。

(2) 図画工作科

- 児童同士が近距離で行う共同制作作業や鑑賞は避けます。

(3) 体育科

- 授業におけるマスクの着用は必要ありません。
- 運動前後の手洗いうがいや除菌行為については、教材教具を共有する場合も含め、指導を徹底します。
- 可能な限り、屋外で授業を行います。また、体育館等屋内で行う場合は、2方向の窓を開けるなど、十分に換気を行います。

(4) 家庭科

- 調理実習は行いません。

(5) 外国語活動 外国語科

- 授業では音声を聴くことを重視させ、発声するときはマスクの着用をした上で、対面を避けるなど工夫をしながら行います。
- ペアやグループでの学習では、直接的な接触を伴わないようにします。

(6) 総合的な学習の時間

- 情報の収集、分析、まとめなども、手紙、ネット、書籍、電話等を中心に行います。直接触れ合わなくても、多くの人が共有できるものを活用していきます。

(7) 特別活動

- 児童会活動における異年齢集団や、生徒会活動におけるボランティア活動などは、人との接触を避けてできる活動に限定します。接触を避けながら、人のためにできる社会参画や異年齢交流を進めます。

5 学校からの情報発信について

- ホームページ等を活用し、感染防止に係る取組や、学校行事予定などの情報を速やかに発信するようにいたします。
- 児童の学校での様子をブログやコミュニティールーム内のやわタンチャンネルなどで、お知らせするようにいたします。

6 ガイドラインの見直しについて

実態と状況に応じて見直し、見直した内容につきましては、ホームページなどを活用し、適宜、お知らせいたします。